

新規上場申請のための四半期報告書

アップコン株式会社

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための四半期報告書

【提出先】 株式会社名古屋証券取引所 代表取締役社長 竹田 正樹 殿

【提出日】 2022年11月24日

【四半期会計期間】 第20期第1四半期(自 2022年2月1日 至 2022年4月30日)

【会社名】 アップコン株式会社

【英訳名】 UPCON CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松藤 展和

【本店の所在の場所】 神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1号KSP東棟611

【電話番号】 044-820-8120(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部本部長 和田 進一

【最寄りの連絡場所】 神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1号KSP東棟611

【電話番号】 044-820-8120(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部本部長 和田 進一

目次

頁

第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	2
第2【事業の状況】	3
1【事業等のリスク】	3
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3【経営上の重要な契約等】	4
第3【提出会社の状況】	5
1【株式等の状況】	5
2【役員の状況】	7
第4【経理の状況】	8
1【四半期財務諸表】	9
2【その他】	13
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	14
四半期レビュー報告書	巻末

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第20期 第1四半期 累計期間	第19期
会計期間		自 2022年2月1日 至 2022年4月30日	自 2021年2月1日 至 2022年1月31日
売上高	(千円)	205,130	673,439
経常利益	(千円)	23,559	53,431
四半期(当期)純利益	(千円)	17,856	37,551
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—
資本金	(千円)	43,000	43,000
発行済株式総数	(株)	1,299,400	1,299,400
純資産額	(千円)	1,014,767	1,003,407
総資産額	(千円)	1,077,217	1,047,159
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	13.74	28.90
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	—	—
1株当たり配当額	(円)	—	5
自己資本比率	(%)	94.2	95.8

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第1四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

また、当第1四半期会計期間より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。

詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項(会計方針の変更等)」に記載のとおりであります。

(1) 財政状態に関する説明

(資産の部)

当第1四半期会計期間末における資産合計は、1,077,217千円となり、前事業年度に比べ30,058千円増加いたしました。これを流動・固定資産別にみますと以下のとおりであります。

流動資産は995,965千円となり、前事業年度に比べ27,971千円増加いたしました。これは主として現金預金の増加13,405千円、有価証券の増加50,349千円及び未成工事支出金の減少24,475千円であります。

固定資産は81,252千円となり、前事業年度に比べ2,087千円増加いたしました。これは主として有形固定資産のリース資産の増加4,257千円、減価償却費による減少1,829千円及び投資その他の資産の差入保証金の減少193千円によるものであります。

(負債の部)

当第1四半期会計期間末における負債合計は62,450千円となり、前事業年度に比べ18,698千円増加いたしました。これは主に、未成工事受入金の増加5,962千円、未払消費税等の増加12,238千円、未払費用の減少3,707千円及び固定負債の長期リース債務の増加3,824千円によるものであります。

(純資産の部)

当第1四半期会計期間末における純資産合計は1,014,767千円となり、前事業年度に比べ11,359千円増加いたしました。これは、株主配当金の支払いによる減少6,497千円及び四半期純利益の増加17,856千円によるものであります。

(2) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間における当社の経営環境は、お客様よりご好評をいただいております調査無料キャンペーンを2ヶ月間実施し、営業力強化及び社内知識の向上に努めました。

建設業界におきましては、ウクライナ情勢等による不透明感及び上海のロックダウンによる原材料価格の高騰など供給面での下振れリスクが今後の懸念となっております。

このような状況下、当第1四半期累計期間の売上高は205,130千円、営業利益は19,256千円、経常利益は23,559千円、四半期純利益は17,856千円となりました。

当社は、沈下修正事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標

新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)に記載した「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」中の、経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標の記載について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

当第1四半期累計期間の研究開発費の総額は2,907千円であります。

なお、当第1四半期累計期間において当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(7) 経営成績に重要な影響を与える要因

当第1四半期累計期間において、経営成績に重要な影響を与える要因に変更はありません。

(8) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)に記載した資本の財源及び資金の流動性について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,197,600
計	5,197,600

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2022年4月30日)	提出日現在 発行数(株) (2022年11月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,299,400	1,299,400	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権限内容に何ら限定のない当社 における標準となる株式であ り、単元株式数は100株です。
計	1,299,400	1,299,400	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数(株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2022年2月1日 ～ 2022年4月30日	—	1,299,400	—	43,000	—	11,850

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,299,400	12,994	権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,299,400	—	—
総株主の議決権	—	12,994	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載しています。

2. 監査証明について

当社は、株式会社名古屋証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2022年2月1日から2022年4月30日まで）及び第1四半期累計期間（2022年2月1日から2022年4月30日まで）に係る四半期財務諸表について、みおぎ監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成していません。

4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っていません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年1月31日)	当第1四半期会計期間 (2022年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	519,295	532,700
受取手形	12,341	20,001
完成工事未収入金	76,342	74,283
有価証券	247,615	297,964
未成工事支出金	34,049	9,574
材料貯蔵品	11,306	16,763
前払費用	11,516	12,123
その他	55,526	32,554
流動資産合計	967,993	995,965
固定資産		
有形固定資産		
建物・構築物	2,891	2,891
減価償却累計額	△1,839	△1,899
建物・構築物（純額）	1,051	992
機械・運搬具	130,868	130,868
減価償却累計額	△117,047	△117,968
機械・運搬具（純額）	13,820	12,899
工具器具・備品	48,358	48,358
減価償却累計額	△38,054	△38,612
工具器具・備品（純額）	10,303	9,746
リース資産	—	4,257
減価償却累計額	—	△229
リース資産（純額）	—	4,028
有形固定資産合計	25,175	27,665
無形固定資産		
ソフトウェア	686	644
特許権	135	115
無形固定資産合計	821	760
投資その他の資産		
長期前払費用	305	157
差入保証金	21,678	21,484
保険積立金	31,098	31,098
その他	85	85
投資その他の資産合計	53,167	52,825
固定資産合計	79,165	81,252
資産合計	1,047,159	1,077,217

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年1月31日)	当第1四半期会計期間 (2022年4月30日)
負債の部		
流動負債		
工事未払金	15,776	15,888
リース債務	—	827
未払金	8,449	5,868
未払費用	9,634	5,926
未払法人税等	100	—
未払消費税等	—	12,238
未成工事受入金	3,938	9,900
預り金	2,827	6,398
流動負債合計	40,725	57,048
固定負債		
リース債務	—	3,824
繰延税金負債	3,025	1,577
固定負債合計	3,025	5,402
負債合計	43,751	62,450
純資産の部		
株主資本		
資本金	43,000	43,000
資本剰余金	11,850	11,850
利益剰余金	948,557	959,917
株主資本合計	1,003,407	1,014,767
純資産合計	1,003,407	1,014,767
負債純資産合計	1,047,159	1,077,217

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2022年2月1日 至 2022年4月30日)
売上高	
完成工事高	205,130
売上原価	
完成工事原価	111,989
売上総利益	
完成工事総利益	93,140
販売費及び一般管理費	73,883
営業利益	19,256
営業外収益	
受取利息及び配当金	1,247
助成金収入	2,693
有価証券評価益	349
その他	72
営業外収益合計	4,363
営業外費用	
支払利息	60
営業外費用合計	60
経常利益	23,559
税引前四半期純利益	23,559
法人税、住民税及び事業税	7,150
法人税等調整額	△1,447
法人税等合計	5,702
四半期純利益	17,856

【注記事項】

(会計方針の変更等)

当第1四半期累計期間
(自 2022年2月1日 至 2022年4月30日)

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、工事契約に関して、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、当第1四半期累計期間の四半期財務諸表に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)に記載した新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定について重要な変更はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却を含む。)は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2022年2月1日 至 2022年4月30日)
減価償却費	1,829千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自 2022年2月1日 至 2022年4月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年4月25日 定時株主総会	普通株式	6,497	5	2022年1月31日	2022年4月26日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後

となるもの
該当事項はありません。

3 株主資本の金額に著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は沈下修正事業の単一事業であるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第1四半期累計期間(自 2022年2月1日 至 2022年4月30日)

(単位：千円)

	完成工事高
民間事業	130,460
公共事業	74,670
顧客との契約から生じる収益	205,130
外部顧客への売上高	205,130

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2022年2月1日 至 2022年4月30日)
1株当たり四半期純利益	13円74銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	17,856
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	17,856
普通株式の期中平均株式数(株)	1,299,400

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年11月22日

アップコン株式会社

取締役会 御中

みおぎ監査法人

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山田 将文

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高野 将一

監査人の結論

当監査法人は、株式会社名古屋証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアップコン株式会社の2022年2月1日から2023年1月31日までの第20期事業年度の第1四半期会計期間（2022年2月1日から2022年4月30日まで）及び第1四半期累計期間（2022年2月1日から2022年4月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、アップコン株式会社の2022年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上